

第1回 静岡市市民活動促進協議会 議事録

と き 平成20年4月30日(水) 10:00~12:00

ところ 静岡市清水市民活動センター

出席者 委員： 日詰会長、木村副会長、磯谷委員、大島委員、駒形委員、
坂野委員、佐野委員、東山委員、深澤委員

事務局： 杉山部長、小野田課長、中村参事、渡邊副主幹、宮城島主査、青木主事

議 事

1. あいさつ

(1) 新任職員紹介

生活文化局市民生活部 杉山勝敏部長

生活文化局市民生活部市民生活課 中村正史参事兼統括主幹(総務担当)

2. 報告

(1) 市民活動促進基本計画について

事務局より、計画書及び概要版の配布状況について説明

(2) 平成19年度市民活動促進事業の実施状況について

事務局より、実施状況について説明

3. 議題

(1) 協働パイロット事業について

事務局より、実施状況について説明

事務局：応募団体が減少しているため、昨年度の審査委員に相談して事業見直しを行いました。

採用件数が少ないという意見に対しては、2事業を4事業に増やしました。事業額が大きく気楽に提案できないという意見に対しては、1事業当たりの事業額を50万円から25万円に減額しました。採用可能性の少ない事業は本審査の準備等の手間を省くため書類審査段階で判断してほしいという意見に対しては、書類審査で選考することとしました。公開プロポーザルは負担になるという意見に対しては、公開プロポーザルをやめて面接審査とすることとしました。また、このことによって、従来のように企画提案された事業をそのまま採択するかしないか、という審査ではなく、提案された事業アイデアを審査の中で育てていくというプロセスを加えることも狙っています。

磯谷委員：ちゃんとした成果を重視する協働事業を目指すのか、育成や奨励的な意味合いで行うのか、どちらなのでしょう。

事務局：今までは、すでに実施能力が十分にある団体からの、優れた成果が見込める事業を志向してきました。基本的な考え方は変わりませんが、市民活動団体の現状を踏まえて、育成や奨励的な意味合いを少し強くしようと考えています。

磯谷委員：市民活動団体も協働をよくわかっていないのが現状だと言われればそうだと思います。

駒形委員：4事業に増やすのは良いことですね。

木村副会長：協働事業と助成金の違いがわかっていない市民活動団体は多いと思います。要項について、改善のための意見が二つあります。一つ目は、目的が漠然としていてわかりづらいので、もっと丁寧に書いてほしいということです。二つ目は、募集期間をもっと長くしてほしいということです。

事務局：募集期間は受付期間という意味であり、すでに市民活動団体名簿登載団体には案内を送付してあることから、周知、検討期間はもっと長くなっています。また、市民活動団体から毎年実施していることは知っているというとも聞いています。

木村副会長：いずれにしても、この日程ではゼロから事業を立ち上げるのは難しいのではないのでしょうか。すでにやりたいと思っていた事業を提案するのが精一杯だと思います。短くても3か月程度の準備期間が必要だと思います。また、提案を待つだけでなく、行政側から団体に積極的に声をかけて企画の段階から一緒にやってみるのもよいと思います。市民のパイオニア性に頼ると非常に時間がかかってしまいます。もう少し制度そのものを変える必要があると思います。

磯谷委員：5月は、既に団体の事業計画が作成済みの時期なので、新しい事業を立ち上げるのは難しいのではないのでしょうか。団体が事業計画を立てる前に周知すると良いと思います。昨年度までは、2月と4月に説明会を開いていたと思います。また、NPOとしては、組織として提案していくために予算に組み込むのはよいのですが、とれなかったときのことを考えると困るという事情もあります。

事務局：説明会については、参加団体があまりにも少ないため取りやめました。周知方法を工夫する必要があると考え、今まで説明会や事業募集の告知を情報誌の記事中で行っていたのをやめ、単独のチラシをつくって市内の団体に郵送することにしました。

日詰会長：今年については、もう変えられないと思いますので来年度以降に活かしていったらどうでしょうか。

磯谷委員：二段階の周知は続けてほしいと思います。周知の際には、ターゲットを絞ってPRすると効果が上がるのではないのでしょうか。説明会だけのために参加するのは面倒なので、清水市民活動センターで行う講座などの場で合わせて説明すると効果があると思います。

日詰会長：富士市では、50万円を上限として、1/2補助で似たような制度がありますが、毎年、20件から30件の応募があります。NPOのコミュニティシンクタンク富士が行政と提案団体の橋渡しをやっているため、ハードルが低くなっていて、おもしろい提案がたくさんできています。問い合わせ先を市民活動センターにするなど、一枚噛んでいくと面白いと思い

ます。問い合わせ先が市民生活課だと相談しにくいけれども、市民活動センターだと話しやすいと思われるかもしれません。

木村副会長：女性会館の協働講座事業の審査委員を務めている経験から思うのは、そこを拠点として活動している団体から数こそ少ないが、必ず提案があるということです。日常の活動の場との連携は重要だと思います。また、課題テーマの地縁団体との連携は、良いことだと思いますが空振りの可能性もあると思います。このテーマには、地区社協やPTAも含まれますか。静岡市で最も活発に地域活動しているのは地区社協だと思いますが。

事務局：地区社協と市の協働は対象外です。あくまでも、地区社協を含む地縁の団体とNPO、市の三者の協働が対象です。

佐野委員：地区社協は、補助をもらっています。今回は、地区社協の活動も対象になりますか。

事務局：地区社協については、市として福祉分野の部局が支援しているので、パイロット事業で同じようなことをすると二重になってしまいます。

磯谷委員：地縁団体とNPOの協働というテーマは面白いと思います。

木村副会長：地縁団体にその気になる人がいるかどうかが問題です。ニーズはあると思いますが、仕掛ける人がその気にならないと動かないでしょう。行政から声をかけてみたらいかがでしょうか。

磯谷委員：NPOと地縁団体との連携は、なかなかうまくいかないのですが、こういう事業と財源があるから一緒にやりませんかというように地域に入り込んでいくきっかけにはなると思います。例えば、成年後見人制度が浸透していないのですが、その普及を地縁団体と連携して行うようなこともできるかもしれません。

東山委員：ボランティアの現場の率直な声としては、とにかく、書類づくりや手続き、役所、他団体との調整が面倒なので、協働などしないで自分たちだけでどんどんやっておもうということです。ノウハウの前にマインドが違います。このような制度自体は、あった方がよいと思いますが、金が無くてもとにかく動くというのがボランティアだと思います。

駒形委員：基本計画概要版で紹介されていた事例は、とても参考になりました。既存の活動を協働事業として提案していこうというきっかけになりました。

日誌会長：審査委員の推薦については、協議の時間がなくなりましたが、私と木村副会長に一任ということでいかがでしょうか。（他委員から異議なし）

(2) (仮称)静岡市民活動センターの整備について

事務局より、設置条例の主な改正点について説明した。

事務局：条例については、新設の(仮称)静岡市民活動センターと清水市民活動センターの両方に適用されるため、開館時間などを改正すると清水市民活動センターも変更することになります。検討していただきたいのは、名称、開館時間、休館日、貸事務室・録音室の追加、事務ブースと貸事務室の利用期間、貸事務室の使用料です。

大島委員：この協議会で、どこまで言えるのかはわかりませんが、休館日は必要でしょうか。私の経験では、NPOの活動には休みという概念はないように思います。

磯谷委員：清水市民活動センターの指定管理を行っている経験では、十分な人員体制があればできるけれども現状では難しいと思います。開館時間は、利用者の声を参考にする必要があります。22時までだとスタッフの確保が難しく、また、短縮するのも難しいように思います。開館時間と勤務時間を別に設定するのはよいと思います。

木村副会長：県NPO活動センターの世話人をしていますが、この4月から閉館日を増やし毎週月曜日が閉館日になりました。利用者からの反発はありませんでした。もっとも、事務ブースがないので単純な比較はできません。利用者は、便利さを要求しますから開館時間は長い方がよいのですが、使い方もいい加減な人もいますし、運営に対して協力しようとする姿勢も少なく、(見ていて)うんざりすることもあります。また、私は、企業で施設運営を仕事としていたことがあります。休館日なしのノンストップでの営業は非常にきついと思います。

大島委員：事務ブースは、会議室やオープンスペースと違いますので開館日等の設定に配慮する必要があります。それにしても、貸し事務室家賃の月2万円プラス人件費を稼ぐのは大変ですね。

木村委員：施設は閉館でも、部屋だけ使えばよいと思います。

坂野委員：利用形態が違うので、新センターと清水市民活動センターを別の条例にすることはできませんか。

事務局：一つの条例で扱うことになっているのでできません。

駒形委員：指定管理者や事務ブース入居団体の募集は、いつからでしょうか。

事務局：11月議会で条例改正を上程することになっており、指定管理者は、その後募集することになります。事務ブース入居団体の募集については、まだ、特に決まっていません。

大島委員：開館日や開館時間などを指定管理者が決めることができるような柔軟性はあるのでしょうか。

事務局：指定管理の対象となる公の施設の場合、開館日や時間などは条例で決めておく必要があります。応募の条件になります。また、開館時間は、指定管理量の積算根拠にもなります。

木村委員：指定管理者の募集にあたっては、応募のハードルを下げないと応募する団体がいなくなってしまう可能性があります。特に、清水市民活動センターの清水ネットさんががんばっておられるので、逆にハードルが上がっている感があります。団体の役員や民生委員などもそうですが、がんばって良い活動を紹介すると、それを負担に感じて後継者が出てこなくなってしまう。極端に言えば、事業はやらなくていいから受付だけでいいくらいの募集の方がよいのではないのでしょうか。

事務局：スタート時から、しっかりした能力があるところまでは求めています。運営していく中で、ふさわしい団体になってくれればよいと思います。市民活動センターの事業に

については条例第3条に示しており、事業をやらないで、貸し館だけということになれば公民館を使えばよく、市民活動センターは必要ないということになってしまうと思います。